

## 28. 社長として知っておくべき

### 社会保険の基本

## 「社長として知っておくべき社会保険の基本」 の勘所は以下の3点です

- 第1. 先ず現在の保険料が正しい金額で従業員の賃金から控除されているのかを確認することです。
- 第2. 就業規則を見直し、会社のルールを変更することで保険料を節約することです。
- 第3. 60歳以降に働く従業員の社会保険料を節約することです。

# 1. 保険料が正しい金額で従業員の賃金から控除されているのかを確認する

## ① 資格取得時決定に際しての確認事項

入社時の見込み賃金で標準報酬月額を決定します。

労働時間又は労働日数が正社員の3/4未満のパートは加入しなくても良いですし、逆に加入を怠っていた場合は2年間遡って社会保険料を支払わなければならなくなることもあります。

## ② 定時決定(算定)に際しての確認事項

原則、毎年7月1日現在在職している社員についてその年の4月5月6月の3ヶ月間に支払われた賃金の平均額で標準報酬月額を決定します。

3ヶ月間の残業を減らすことで標準報酬月額を低くでき、結果として今後1年間の社会保険料を節約できる場合があります。

## 2. 就業規則を見直し、会社のルールを変更することで保険料を節約する

- (1) 退職日の決め方で一か月分の保険料が変わってきます。  
社員が月末退職をすると社会保険の喪失日は翌月1日となり、その結果会社は退職月までの保険料の負担をしなければなりません。定年に関しても同様に、定年を迎えた日が属する月の末日とすると月末退職となります。  
例えば、賃金締切日が月末ではない会社の場合、退職日を賃金締切日に変更することで保険料が節約でき、退職時の賃金の日割り計算の手間も省けます。
- (2) 第一の「勘所」に記載したとおり、今後一年間の社会保険料は4月5月6月の3ヶ月の賃金で決定されます。  
昇給の時期を4月としている会社が多いと思いますが、社会保険料の面からだけ見ると7月に昇給したほうが保険料を抑えられます。

### 3. 60歳以降に働く従業員の社会保険料を節約する

(1) 60歳以降に働く従業員の賃金が高いと年金等の受領額が減額されることがあります。在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金受給等との兼合いを見て、標準報酬月額を合理的に決めましょう。

(65歳未満の在職者の老齢厚生年金の扱い)

勤務先で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給している65歳未満の方については、給料と年金の合計額に応じて年金の支給が停止されます。

(高年齢雇用継続基本給付金の扱い)

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。

二つの制度を考慮し、従業員の手取り額が変わらないように賃金の設定をするようにします。